

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いる
プログラムに係る安定供給確保を図るための取組方針 新旧対照表

改正後	改正前
第2章 クラウドプログラムの安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(3) (略) <u>(4) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置</u> <u>経済産業大臣は、クラウドプログラムの供給に関わる事業者の事業の廃止等により、クラウドプログラムの安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第9条の2の規定に基づき、当該事業の廃止等がクラウドプログラムの安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。</u> <u>また、経済産業大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、法第11条の2の規定に基づき、原材料等の供給者その他の関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。</u> <u>安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めにあたっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。</u>	第2章 クラウドプログラムの安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>

第3章 クラウドプログラムの安定供給確保のための取組の内容に関する
事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

(1) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発

取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発が見込まれるものであること。また、クラウドプログラムの供給途絶時には、事業環境や経営状況を踏まえつつ、供給能力の拡充に努めること。

(2) 技術流出防止措置

供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と総称する。）について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。

(ア) コア技術等へのアクセス管理

コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること

(イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア) に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保す

第3章 クラウドプログラムの安定供給確保のための取組の内容に関する
事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

(新設)

取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な設備投資又は研究開発が見込まれるものであること。また、クラウドプログラムの供給途絶時には、事業環境や経営状況を踏まえつつ、供給能力の拡充に努めること。

(新設)

る等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

（ウ）取引先における管理

申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）及び受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

（エ）技術移転等

・コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。

・特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者若しくは他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事

前に相談をすること。

① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合

イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績が

ある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

<他者又は他国に対する行為>

(i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する

(ii) 他者に対し、コア技術等を提供する

(iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う

(iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う

(v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

第6章 クラウドプログラムの安定供給確保に当たって配慮すべき事項
第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場、海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。

(1) 令和9年3月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」(以下「SCS 評価制度」という。)に基づく★4の取得

(2) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(以下「JC-STAR 制度」という。)に基づくラベルを取得したIoT製品の使用(ルーター等の通信機器及びネットワークカメラについては★3を取得した製品の使用)

第6章 クラウドプログラムの安定供給確保に当たって配慮すべき事項
第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場、海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IPA)等32を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。

<u>(3) 調達先 に対する、SCS 評価制度の★3 又は★4 (調達先の実態に 応じて認定供給確保事業者が判断) の取得推奨</u> <u>(4) 調達先に対する、JC-STAR 制度に基づくラベルを取得した IoT 機器 の使用推奨</u> <u>第7 節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力</u> <u>クラウドプログラムのサプライチェーンは、クラウドプログラム等の供給 を行う事業者、クラウドプログラムの供給を受ける事業者のみならず、これ らの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を 有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、経 済産業大臣、民間事業者等の関係者は、クラウドプログラム等の安定供給確 保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るものとする。</u>	<u>(新設)</u>
---	--------------------

附 則 (令和8 年●月●日改定)

- 1 この改正は、令和8 年●月●日から適用する。
- 2 適用日前にされた供給確保計画の認定 (変更の認定を含む。以下同じ。) の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- 3 この取組方針の適用の際、現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。